

平成 24 年・27 年労働者派遣法改正法の施行状況の把握について（案）
（第 284 回の部会でのご意見を踏まえて整理したもの）

1 実態把握の方法

把握する事項の内容に応じて、以下の方法を組み合わせて実態を把握する。

- ・ アンケート調査：検討事項全般についての実態を把握するために実施
- ・ ヒアリング調査：日雇派遣の実態やニーズ（日雇職業紹介の実態を含む）について把握するために実施
- ・ 既存の調査等の活用：労働者派遣事業報告や都道府県労働局における指導実績等から把握可能な事項について分析

2 調査の対象

（1）アンケート調査

- ・ 派遣元
- ・ 派遣先
- ・ 派遣労働者
- ・ 日々又は短期（30 日以内）就労者
- ・ その他個人

（※）派遣先や派遣労働者等への調査は、派遣元を経由せず直接実施。

（2）ヒアリング調査

- ・ 派遣元（17.5 業務以外の業務での日雇派遣の実績があり、日雇職業紹介も兼業している派遣元）
- ・ 派遣先（17.5 業務以外の業務についての日雇派遣のニーズのある派遣先）
- ・ 日々又は短期就労者（17.5 業務以外の業務で日々又は短期で働いた経験のある者）

（※）アンケート調査で上記の要件に該当すると回答した者からヒアリング対象を選定。

（参考）雇用安定措置及び計画的な教育訓練・相談機会の確保に関する実態については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のプロジェクト研究において、別途、派遣元に対する調査を実施。

3 今後把握が必要な事項及び調査方法

項目	第 284 回部会でお示した事項	今後把握が必要な事項	調査方法・対象								
			アンケート調査				ヒアリング調査			既存調査等	
			派遣元	派遣先	派遣労働者	日々又は短期就労者	その他個人	派遣元	派遣先		日々又は短期就労者
日雇派遣の原則禁止	○労働者派遣事業報告 ・日雇派遣労働者数の推移 ・属性別の内訳 ・業務別（17.5 業務）の内訳 ・派遣料金・賃金の推移	<日雇派遣の就業実態> ・17.5 業務以外の業務での就業状況	○			○		○		○	
		・収入、就労頻度、希望する雇用形態				○				○	
		・就労に当たって困ったこと／派遣元等の対応									
		・労働者派遣契約の期間／労働契約の期間	○					○			
		・直前キャンセルの場合の対応	○			○		○		○	
		<日雇派遣の雇用管理の実施状況> ・就業場所の定期巡回	○					○			
		・派遣先／派遣労働者からの就業状況の報告									
		・教育訓練・安全教育の実施状況	○			○		○		○	
		<労災事故の発生状況> ・派遣労働者の労災事故発生状況 （派遣先の事業別／経験年数別）									○ (※2)
		<日雇派遣のニーズ> ・日々又は短期（30 日以内）で人材を確保したい又は働きたいニーズ（業務別） ・派遣又は直接雇用のいずれを希望するか、及びその理由			○	○	○	○		○	○
グループ企業内派遣の8割規制	○関係派遣先派遣割合報告書 ・関係派遣先への派遣実績 ○指導監督状況	<日雇派遣以外の日々又は短期就労の状況> ・日雇職業紹介の平成 23 年以降の動向 （職種別の求人状況、就職状況、賃金、日雇派遣からの移行状況）	○ (※3)						○ (※3)		○ (※4)
		・教育訓練・安全教育の実施状況									
		・就労に当たって困ったこと／求人者等の対応				○				○	
		・直前キャンセルの場合の対応	○ (※3)			○		○ (※3)		○	
グループ企業内派遣の8割規制	○関係派遣先派遣割合報告書 ・関係派遣先への派遣実績 ○指導監督状況	・関係派遣先への派遣を実施している業務、理由	○								
		・関係派遣先派遣割合が8割を超えている事案の実態									○ (※5)

項目	第 284 回部会でお示した事項	今後把握が必要な事項	調査方法・対象						既存調査等	
			アンケート調査				ヒアリング調査			
			派遣元	派遣先	派遣労働者	日々又は短期就労者	その他個人	派遣元		派遣先
いわゆるマージン率等の情報提供	○労働者派遣事業報告 ・マージン率の推移 ・マージン率の情報提供の方法 ○日本人材派遣協会による推計 ・派遣料金の内訳	・事業報告における「マージン率の情報提供の方法「その他」」の内容								○ (※6)
		・マージン率の内訳	○							
		・派遣先／派遣労働者が必要とする情報		○	○					
労働契約申込み みなし	○指導監督状況 ・対象条項及び拡大検討対象条項の指導状況	<労働契約申込みみなしの適用状況> ・都道府県労働局での指導・相談事例								○ (※5)
離職後1年以内 の労働者派遣の 禁止	○労働力調査 ・派遣労働者の前職(1年以内)の雇用形態	<該当事案の状況> ・派遣先から派遣元への通知／派遣先における受入れできなかった事例の有無 ・該当事例における派遣労働者の離職前の雇用形態、離職理由、在籍期間	○	○						
許可制	○旧特定労働者派遣事業者に対する調査 ・切替申請を行っていない理由	—								
初回許可の有効 期間	○初回更新の状況 ・不更新又は有効期間満了前の廃止の理由	<初回許可有効期間中の指導状況> ・初回許可有効期間とそれ以外の期間別の指導対象事業所数								○ (※5)
雇用安定措置	○労働者派遣事業報告(H29年度) ・措置別実績 ○雇用安定措置実施状況(~H30.12) ・離職状況 ・措置別の実績／希望状況 ・1号措置実施者のその後の状況(雇用形態) ・1号措置不調の理由	<雇用安定措置の実施状況> ・離職状況 ・措置別の実績／希望状況 ・1号措置実施者のその後の状況(雇用形態／収入) ・1号措置不調の理由 ・雇用安定措置実施者のその後の状況(雇用形態／収入)	○ (※1)		○					○ (※6)
		<派遣労働者の理解> ・派遣労働者への希望聴取／説明の状況			○					

項目	第 284 回部会でお示した事項	今後把握が必要な事項	調査方法・対象						既存調査等	
			アンケート調査				ヒアリング調査			
			派遣元	派遣先	派遣労働者	日々又は短期就労者	その他個人	派遣元		派遣先
派遣受入期間の制限	○派遣労働者実態調査 (H29. 10. 1) ・ 過半数労働組合の有無 ・ 過半数代表者の選出方法 ・ 過半数労働組合等からの意見聴取の実施状況 ・ 期間延長が必要な理由	<事業所単位の期間制限の状況> ・ 過半数労働組合の有無		○						
		・ 過半数代表者の選出方法 ・ 過半数労働組合等からの意見聴取の実施状況 ・ 期間延長が必要な理由 ・ 過半数労働組合等からの反対意見の有無／内容／その際の対応		○ (※7)						
		・ 過半数代表者への不利益取扱いの状況		○ (※7)						○ (※5)
		<個人単位の期間制限の状況> ・ 期限到来に伴う就業場所の異動の状況 ・ 就業場所が変わることによる効果／負担			○					
計画的な教育訓練・相談機会の確保	○派遣労働者実態調査 (H29. 10. 1) ・ 教育訓練の実施状況／内容 ・ 相談窓口の設置の有無／担当者 ○労働者派遣事業報告 (H29 年度) ・ 教育訓練コース延件数／対象労働者数／受講者数 ・ キャリアコンサルティング希望者数／実施者数	<教育訓練の実施状況> ・ 実施状況／内容／効果	○ (※1)							
		・ 受講状況／効果／受講しなかった理由			○					
		<キャリアコンサルティングの実施状況> ・ 実施状況／内容／効果	○ (※1)							
		・ 利用状況／効果／利用しなかった理由			○					
特定目的行為の禁止	○指導監督状況	・ 特定目的行為の状況／具体的内容			○					○ (※5)
法令違反を繰り返す派遣元の公表	○指導監督状況 ・ 実施件数 (対象者別／違反別) ・ 行政処分件数	・ 複数回指導実施事業所の状況								○ (※5)
派遣先の団体交渉応諾義務	○主な裁判例・中労委命令	・ 都道府県労働委員会における関連事案の対応状況								○ (※8)

(※1) 独立行政法人労働政策研究・研修機構のプロジェクト研究において、調査対象となっているもの。

(※2) 労働者死傷病報告の特別集計により把握。

(※3) 日雇職業紹介を兼業している派遣元を想定。

(※4) 職業紹介事業報告により把握。

(※5) 指導監督状況により把握。

(※6) 労働者派遣事業報告により把握。

(※7) 派遣先に加え、派遣先を通じて過半数労働組合及び過半数代表者を経験した派遣先の労働者に対しても調査を実施 (不利益取扱いの状況については、過半数代表者に対してのみ調査)。

(※8) 「労働委員会関係 命令・裁判例データベース」により把握。